

〔史料紹介〕「控〔糠捌方不正路一件〕」

池田治司

【釈文】

(表紙)

〔朱書〕
「組」
嘉永六癸丑年三月
控

前書

一 搗米売方之儀正路ニ可売出旨近年毎々御触渡之趣堅相守可申事
一 此度御触渡被為 仰出候通如前々出糠直売者決而不相成候事

乍恐口書を以歎願御願

一 糠問屋并仲買共儀諸株御改革以前堺・兵庫・灘目・尼崎八糠拾貫目
二 付七八匁之直段ニ御座候処、右四ヶ所者下米を売捌候付糠直段も
下直之筈、当地者上米を専売出候付糠宜敷、直段も同所分八高直之
筈ニ御座候処、却而株札御免之上江戸積御用を申立、一同申合得意
相定拾貫目二付四匁位ニ相極、西国筋江八九貫目二付七八匁ニ売
渡、余り我俣不正路之取計故搗米屋共之内二者外売仕御咎請難渋仕
候者不少、尤御改革後者諸方釣合之直段ニ而御咎請候者も無之候、
其頃迄者小売白米五歩口錢ニ而売捌居候処、近年打続米高直ニ而
下々之者共難渋弥増候付、色々暑干御憐愍を以米直段御引下被為
成下、右二付小売白米可成丈ヶ下直ニ可売出旨度々被為 仰出、
殊更当地一同安堵之渡世仕候八全

御国恩厚き故之儀与難有奉存、為御冥加質素俟約第一二仕、當時者
 三步口錢与相定売捌居候程之処、此度諸株御再興ニ付糠問屋并仲買
 共又候江戸積御用を申立、我俣不正路之取計仕御改革ニ障り、兼而
 之御触渡を不相用

御上様を不恐段誠以恐多御儀ニ御座候、去子年正月廿八日迄六匁四
 分ニ買取相立、廿九日問屋仲買一同寄合仕翌晦日夕四匁二引下候、
 余り不正路之致方二付一同立腹之余り銘々困ひ置不売渡、依之問屋
 仲間江之他言を差留置、追々雜買仕、同三月六日迄六匁二買取居候
 処、翌七日又々申合仕五匁二引下候、同十月迄六匁五分二買廻り居
 候処、十二月江戸積分量ニ相成候而分式割方分量之分丈ケ引下、問
 屋今五匁式三分与相定買取取せ候、尤江戸積分量百匁之内八拾俵問屋
 江差出江戸積ニ相成候、江戸問屋之直段承糺候処、拾匁式匁之仕
 切、残式拾俵八仲買口錢ニ相成此分下積勝手次第、当地出糠一日ニ
 凡千五百俵、此日錢拾八匁目二付老分、日二七拾五匁宛問屋之私
 欲、右分量高日々三百俵宛、此代銀老匁五百目、仲買老軒二付三拾
 五六匁宛、日々全私欲、其上高利を取売捌候、右之通結構之商売ニ
 付株売買八七株四五拾匁目之直打ニ御座候、元今糠下直之上時之米
 相場ニ不抱勝手ニ引下候付而八直段宜敷買廻り候者有之、家業之儀
 二付売渡候を見当り被願上、搗米屋とも一同難渋仕
 御上様江度々御苦勞様ニ相成恐多次第二御座候、右之通二而者末々
 二至先年之通り我俣増長弥増、搗米屋共一同取統難出来様相成、自
 然与白米薄日錢ニ而難売出、無抛前々之振合を以売出候外者無御

座候、左候而者下々之者共難渋、殊ニ御趣意ニ障り誠以恐多御儀ニ
 付、何卒為御救此上白米高直ニ不売出様厚御憐愍之程奉願上候、殊
 更御用糠八御大切之儀ニ付可成丈吟味仕、掃寄七等不入分ニ而江戸
 表直段之振合を以買入候八、御用も相立可申、余分之下物八勝手次
 第売渡候様相成候八、諸方釣合之直段ニ相成、御咎請候者も無之、
 正路之取引ニ而双方相立可申、押而無法下直ニ買入候八、はきよせ
 等も入、糠悪敷相成候而已歟、御用も差支候道理ニ付何分幾重ニ茂
 奉願上候、何卒恐多御儀ニ御座候得共、右之段御糺被為 成下、三
 郷搗米屋共之内江戸積御用被為 仰付被為 下置候八、諸人用
 丈ケニ而正路ニ御用相勤双方相立候様三郷相談之上宜敷取計仕度奉
 願上候、此段御聞届被為 成下候八、当地搗米屋共八勿論、下々身
 薄手難渋之者共迄広太之御慈悲難有仕合可奉存候已上

嘉永六丑年

北堀江通

正月廿七日

南堀江通

幸町通

搗米屋共一同惣代

橋通六丁目

奈良屋専助支配借家

米屋善蔵

同所三丁目

播磨屋善助借家

塩屋佐兵衛

南堀江四丁目

播磨屋善助支配借家

網干屋松蔵

式本松町

木屋利兵衛家守

播磨屋浅次郎

北堀江式丁目

平野屋新兵衛支配借家

山田屋儀兵衛

御池通四丁目

播磨屋徳兵衛支配借家

天満屋卯八

西御奉行様

乍恐口上

一当地糠問屋四軒之内聞合候処、内三軒八難申旨申之候、天満堀川播

磨屋萬一郎申口并尼崎問屋申口、乍恐左之通奉申上候

尼崎問屋申口

一糠皆掛拾七貫目五拾俵二付運賃百三拾目分百五拾目迄

一糠買入直段式拾壹貫目二付拾六匁替、但米屋糠皆掛拾貫目二付七匁

壹分替二相成候

一江戸積下之儀者銘々力次第第二而分量者一切無御座候趣申之候

一江戸表時々之相場何程二而引合二相成候由を申参候斗二而、別二差

直八無之、当地尼崎問屋六人并仲買寄合相談之上直段相立及引合

候、尤不引合之筋八互三断申合候趣申之候

一御用御かいば之儀者別段二積下不申、江戸問屋二而取計候由申之候

一分量之儀八問屋六人仲買寄合之上相定、江戸五步尼崎三步下積式步

卜相立候得共、尼崎江三步之分一切参不申候

堀川播磨屋萬一郎申口

一糠皆掛拾七貫四百目壹俵、金壹兩二付三俵八步、去冬引合直段運賃

凡三匁上下

安治川船積問屋式軒申口

一糠五拾俵二付運賃百目分百三拾目迄

但此内 半銀大坂渡

半銀江戸渡

右之通聞合之候処相違無御座候付、乍恐奉申上候已上

嘉永六丑年二月十二日

搗米屋共惣代

橘通六丁目

奈良屋専助支配借家

米屋善蔵

同所三丁目

播磨屋善兵衛借家

塩屋佐兵衛

南堀江四丁目

播磨屋善兵衛支配借家

網干屋松蔵

北堀江式丁目

平野屋新兵衛支配借家

山田屋儀兵衛

御池通四丁目

播磨屋徳兵衛支配借家

天満屋卯八

式本松町

木屋利兵衛家守

播磨屋浅次郎

御奉行様

右書付差上御調之上播萬分左之通算用書上ル写

覚

十二月朔日直段

一江戸下之糠升目壹石入卜唱

船手へ掛渡し 拾七貫四百目

江戸通りへ 拾六貫五六八百目迄

酒屋糠七貫四百四拾目 拾八貫目壹石二付拾壹匁七分替

拾壹貫二割付代四匁八分壹り六毛

米屋糠拾壹貫百六拾目 拾貫目五匁六分

拾貫目二付代六匁式分五り

又三匁式分 江戸元船賃當時百四拾目与申壹丸二付元船へ運

賃式匁八分、江戸下り銀運賃金違共

又式分 江戸水揚賃

又壹分九り 仲買分積来船賃

又壹匁五り 繩蒔朱墨中札荷送仲士賃

又六分 問屋口銭

又拾六匁三分式り

六拾式匁五り金

右者仲買払方銀渡し

江戸為替相銀見込

右を三八二割

拾六匁三分壹り六毛

右之内時々上下之廉八次直段二見込候事

乍恐願下御断

一糠仲間共買入直段不正路之儀先月廿七日奉願上候処、年行司御召出之上御糺被為 成下難有奉存候、然処下二而对談之上双方致熟談先規之通相改、其外何事二不限新規儀八相止、明和年中株御免之節并

文政三辰年熟談之姿二立戻り糠捌方正路二買請、此度対談之通糠皆掛拾貫目二付売徳諸雜費共都合四分二差極候、左候得者御当地并尼崎糠江戸積問屋其外諸国江之買口直段今都合四分下二而買請可申仲間一統申合候、然ル上八右四分之外已来一錢目毛相増候儀無之候、猶又此後新規手狭括りケ間敷儀決而致間敷候、都而先規仕来之通聊無遺失取計可申候、右之通双方熟談約定之趣仲間一統急度相守、永久正路之取計可致候、万一規定相背候ハ、如何様二被申立候共、其節一言之申分無御座候段糠屋共申之候、右之通相成候上者搗米屋共旁申分無御座候、尚又直合之儀者已来双方疑念無之様糠買取候節売先直段明白二為相知差引可仕旨対談相調念入下濟仕候儀ハ、全御威光故与冥加至極難有奉存候、依之何卒私共願乍恐御下被為 成候様奉願上候、此段御聞濟被為成下候ハ、重々難有仕合奉存候已上

嘉永六五年

南堀江郷中并幸町通

二月廿四日

搗米屋共一同惣代

橘通六丁目

奈良屋専助支配借家

米屋善蔵

同所三丁目

播磨屋善助借家

塩屋佐兵衛

南堀江四丁目

播磨屋善兵衛支配借家

網干屋松蔵

北堀江式丁目

平野屋新兵衛支配借家

山田屋儀兵衛

御池通四丁目

播磨屋徳兵衛支配借家

天満屋卯八

式本松町

木屋利兵衛家守

播磨屋浅次郎

糠仲間年行司

大坂屋市郎兵衛

同

油屋佐兵衛

御奉行様

西地方御役所

成瀬九郎左衛門様御掛り

一札

一此度糠買方不正路二相聞候付御糺歎願被致候処、年行事御召出之上御糺二相成対論明白二相分り申候、然上八下二而対談之上双方致熟談、何事二不限新規之儀ハ相止、明和年中株御免之節并文政三辰年

中双方分熟談書奉差上置候姿二立戻り、糠捌方正路二買請、此度対談之通糠皆掛拾賣目二付売徳諸雜費共都合四分二差究候、左候得八御当地并尼崎糠江戸積問屋其外諸国江之買口直段分都合四分下二而買請可申段仲間一統申合候、然上八右四分之外已来一錢目も相増候儀無之候、猶又此後新規手狹得意定括りケ間敷儀決而致間敷候、都而先規仕来通聊無遺失取計可申候、右之通双方熟談約定之趣急度相守正路之取計可致候、万一規定相背候八、如何様二被申立候共一言之申分無御座候、為後日一札仍如件

糠仲間年行司

大坂屋市郎兵衛 印

同

油屋佐兵衛 印

搗米屋惣代

米屋善蔵殿

塩屋佐兵衛殿

網干屋松蔵殿

天満屋卯八殿

播磨屋浅次郎殿

山田屋儀兵衛殿

代阿波屋後平殿

右之一札当時預り人

古川式丁目

備中屋助十郎

天満小路町

松屋平兵衛

同船大工町

中路屋忠兵衛

同鳴尾町

綿屋利兵衛

覚

一前書二有之候通糠仲買口錢相定置候二付、江戸下方式歩八歩之分量卜申立候得共不分明二相心得候付、此儀八深き子細有之事、若右割合直段向後相違仕候八、其時々及引合可申事、兼而御心得置可被成候

一 小売米口錢之儀前々八割割口錢之處、中興八五歩口錢二相成候処、近年毎々正路二可売出旨被 仰出候付、近頃八三歩口錢之上糠縄儀式歩加へ都合五歩口錢二而売出居候旨奉申上候得共、不相立糠縄儀八外物之儀二付下値二候とも不苦候間、御国恩之為御用二可相立旨被

仰付候事、但し此義者御役人様之御利解二御坐候一 諸株御再興二付諸色共何連御触渡可有之、左候八、先年之通場所割得意定之上、手狹二括り候上二而願上候共、六ヶ敷存候付、糠御触渡無之内二と差急奉願上候事

右之通御座候二付其元方へ写巻冊宛差上置候間其組々二而御一同様
へ御通達可被下候已上

【解説】

一、はじめに

「控〔糠捌方不正路一件〕」は、嘉永四（一八五三）年三月の株仲間再興後の大阪の搗米屋と糠仲間の糠売買に関する訴訟を記録した当館所蔵の史料である。

糠は精米によって生ずる副産物であるが、田圃の肥料としては干鰯より優れ、畿内の糠は関東・東北で重宝された⁽²⁾。また、当史料中にも記載があるように、江戸での御用飼葉としての需要も高かった。

「大坂商業習慣録」⁽³⁾によれば、大阪の糠商仲間は問屋株五名、仲買株四十名あり、冥加金は問屋株一人につき銀二十枚づつ、仲買株は七枚づつを上納する⁽⁴⁾。仲買は糠を買い集め問屋に売り渡すことを業務とし、問屋は仲買から買い受けた糠を包入りにして東京（江戸）をはじめめとする荷受地に輸送・販売することを業務とする。また、「糠の産地は内国一般なれども、大坂にて取扱ふものは紀伊・播磨・大和・伊賀・近江及府下近在・池田・伊丹・灘・西宮等尤も多しとす。」と記されている。

このように、糠は貴重な商品であり、享保十五（一七三〇）年に菱垣・樽両廻船への積下し荷物を定めた際に、米・醤油・油などとともに、菱垣・樽両積荷物に指定されている⁽⁵⁾。

したがって、糠は油と同じく、幕府によってその直段と供給量の安定化を図るべく、基本的に大阪では糠仲買への買い付けの集中を図る⁽⁶⁾。一方、糠生産者たる搗米屋や酒造業者は商品の売捌手狭を歎願

し、これに対抗しようとする。よって、株仲間の解放期には売捌手狭願は終息するが、株仲間による支配の規制がかかると、それに対抗してまた勃興してくる。そういった凶式の中で、株仲間再興後にこの訴訟が起る。

二、訴訟の内容

この訴訟は、まず北堀江通・南堀江通・幸町通の搗米屋一同から西御奉行所宛に願い出された。この願によると、天保改革による株仲間の停止以前は、堺・兵庫・灘目・尼崎の四ヶ所では糠直段が拾貫目二付七・八匁であつた。下米を売るこれらの地域より上米を売る大阪の方が糠直段が高いはずなのに、糠問屋並びに糠仲買は株札御免と江戸積御用を理由に、大阪での得意先の搗米屋を決め、拾貫目につき四匁位に申合せて買叩き、西国筋へは九貫目につき七・八匁で売り渡し、これが余りにわがまま不正路のやり方で、搗米屋の中には糠仲買以外の者へ販売して御咎めを受け難渋する者も少なくないという。

同様の訴訟は、天保の改革以前の文政三（一八二〇）年にも起こっている。この時も搗米屋惣代より糠仲買を相手取り東御役所に訴え出て、元来糠仲買は搗米屋から出た糠を買取り、大阪及び尼崎の糠問屋に売渡すことを業とするが、意図的に搗米屋軒数を糠仲買に割当てて銘々受持ちの買叩き場を定めて持ち場違いの糠を買わない約束をして、時価に関係なく江戸糠商人の注文の差値に従つて下値で買叩き落し、搗米屋の迷惑甚だしいと訴えている。

この訴訟は双方熟談の上、糠直段は大阪糠問屋や尼崎糠問屋その他への販売直段を考慮して糠目方十貫目につき、銀四分より下とするかわりに、疑念のないように糠仲買の販売した直段をその都度搗米屋へ報告することで決着した。²⁾

歎願は次のように続く。天保改革後は適正な値段で販売でき、白米も五歩口銭のところ、打続く米価高騰に対して米価引き下げを仰せ出されたこともあり、³⁾白米も三歩口銭と定めていたが、株仲間再興後、糠問屋及び仲買が江戸積御用を理由に不正路を働き、御触渡に従っていないと訴える。

つまり、嘉永五年正月まで（拾貫目につき）六匁四分で買叩き取つたのを、問屋仲買申合せの上四匁まで引き下げ、搗米屋が立腹のあまり商品の糠を囲い込むと、同十月には六匁五分まで上がったが、十二月に江戸積の時期になり時価より二割方引き下げた五匁三分に定めて買叩き取らせた。江戸積分量百俵のうち八十俵は問屋へ売り江戸へ差出し、十一・二匁の値段で捌き、残り二十俵は仲買の口銭として江戸廻送下積勝手次第となる。

大阪の出糠を一日千五百俵とすると、日に七十五匁が問屋の利益になり、仲買は一軒につき三十五・六匁の利益となる。その上高利を取つて結構な商売をしている。こうなると搗米屋としても薄利で白米を販売できなくなり、庶民の難渋を余儀なくさせるので、これ以上白米の値が上がらぬように配慮をお願いしたい。余り安い値段で買叩き取られると売る方もはきよせた質の悪い品物も入れざるを得ず、御用に

差し支えるため、これを御糺いただくとともに、三郷搗米屋に江戸積御用仰せ付けを願出る。そうすれば、経費も問屋口銭が不要になり、江戸積経費だけになるといつ。

四、その後の経過

翌二月さらに搗米屋惣代らは、糠問屋四軒に江戸積の内容を聞き合わせ、回答を拒んだ三軒を除いた天満堀川の播磨屋萬一郎と、大坂以外の尼崎問屋、それに加えて安治川船積問屋の状況を報告している。

これをもとに、播磨屋萬一郎からの江戸積に関する糠直段の算用書を掲載している。これによれば船賃、水揚賃、縄・蒔・朱畳・仲士賃・問屋口銭などを含めた諸経費を加算して糠十貫目につき拾六匁三分壹厘六毛の値段を見積もっている。

五、訴訟の願い下げ

この控の記録によると、結果的にこの搗米屋惣代からの訴訟は、願い下げとなる。最後にその内容を確認しておく。

「乍恐願下御断」と題されたこの届書に記載の通り、結局天保改革以前と同様に、糠十貫目につき利益諸雑費を含めて四分と決めて、今後これに対する手狭がましき申分はしないということになった。この直段取り決めに關して、大阪並びに尼崎糠は、江戸積その他諸外国への購入直段の四分下げで買受けることとし、その値合せのため糠仲買が転売価格を搗米屋に知らせることで双方了承し、内済となる。この

決定は先述のとおり、文政三年の前例に従う結果に落ち着き、結果として搗米屋惣代、糠仲間年行事連名で、この届書を奉行所へ提出している。

この記録によつて株仲間再興後の新たな歴史事実が明らかになつたわけではなく、訴訟は天保改革以前の先規に従い落着した。しかし、経緯としてこのような訴訟が存在した事実は従来明らかにされておらず、また、訴え出た搗米屋惣代が、糠問屋及び仲買の不正究明の願い出とあわせて、糠問屋に代つて江戸積御用の仰付による直売を願っていたことは、糠の商品流通を考える上で興味深い事実である。⁹⁾

注

- (1) 佐古慶三教授収集文書(J-25-4)
- (2) 島田勇雄・竹島淳夫・樋口元巳編『和漢三才図会18 東洋文庫532』(平凡社、一九九一年)。また、『大阪市史』第一卷(清文堂出版、一九六五年)には、北久宝寺町一丁目の大久保喜右衛門が漬物に利用した古糠を製法して肥料にする方法を発見して、古糠一手買いを出願し、寛政四年五月に官許を得たことが記されている。
- (3) 黒羽平治郎『大阪商業史資料集成 第一輯』(大阪商科大学経済研究所、一九三四年)。「大阪商業習慣録」は、明治十五年に大阪商法会議所が当時の商業者に行つた聞き取り調査をまとめたもの。
- (4) これは幕末期の状況であり、『大阪市史』第一卷(清文堂出版、一九六五年)によれば、明和七(一七七〇)年の成立当初は糠問屋の株数は十人、冥加銀六十枚、糠仲買は株数七十人、冥加銀六十枚である。また、『大阪市史』第二卷(清文堂出版、一九六五年)には、その後文

化初年の調査では糠問屋株は十人、糠仲買は株数六十五人に、さらに株仲間再興後の嘉永五（一八五二）年の調査では、糠問屋株は六人、糠仲買は株数四十六人に縮小している。

（5）前掲『大阪市史』第一巻、九三二頁。

（6）これは『大阪市史』第四卷（清文堂出版、一九六五年）に掲載された天保十一（一八四〇）年十月六日の御触「当表市中近在今之出糠を、糠仲買共へ売渡、猥二所々へ直売致間敷事」や、嘉永六（一八五三）年三月十日の御触「当表市中并近在今之出糠者、糠仲買共へ売渡、猥二他所売致間敷事」などにより了解できる。

（7）大阪市『大阪市史』第五卷（清文堂出版、一九六五年）、六四四頁。

（8）大阪市『大阪市史』第四卷下（清文堂出版、一九六五年）、一六一四頁に、天保十三年十月十五日の口達「糠直段引下可申事」が載る。

（9）幕藩体制下の独占的取引組織としての大坂の糠仲買と問屋の衰退過程を追求した業績として、小松和生『幕藩制解体期の経済構造』（清文堂出版、一九九五年）第八章「都市糠商人資本の展開と変貌」がある。これによると、本史料の中でも掲載がある糠問屋播磨屋萬一郎は、その後文久元（一八六一）年に問屋・仲買の再編成と会所設立によって、摂津・河内・和泉・播磨四ヶ国の産出糠の取締りと江戸御飼料御用糠の御用を願い出るが、酒造業者の反対にあつて、この願は成就しない。一方で、二年後に搗米屋ではない糠生産者たる大阪近郊の酒造業者たちによる会所設立が認可される。同時に、大阪の糠問屋や糠仲買などの都市特権商人衰退の動きが、在郷商人の進出をも喚起する状況を示している。